

## 2024年 日本代表選手選考基準

2024年パリオリンピック・2028年ロサンゼルスオリンピック対策プロジェクトと位置付け、ナショナルチームを日本代表選手A代表・B代表・ジュニア代表のチーム構成とし、それぞれ下記内容の選考基準で選考し編成する。パリオリンピック後に代表辞退等がある場合は別途対応する。

- 1 日本代表選手（ナショナルチーム）のチーム基本構成
  - (1) A代表 男女各16名程度  
シングルス 男女各4名      ダブルス 男女各4組      混合ダブルス 4組  
但し、混合ダブルスとダブルスは兼ねる場合がある。
  - (2) B代表 男女各15名程度  
シングルス 男女各6名      ダブルス 男女各3組      混合ダブルス 3組  
但し、混合ダブルスとダブルスは兼ねる場合がある。  
混合ダブルスはB代表男子・女子ダブルスから編成することもある。
  - (3) ジュニア代表  
U19・U16・U13の3カテゴリーに分けて編成し、対象年齢選手を基本としてジュニア強化部で選考する。
- 2 日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表の選考方法
  - (1) 令和5年度全日本総合選手権大会  
シングルス 男女各1位・2位  
ダブルス 男女各1位  
混合ダブルス 1位
  - (2) 2023年日本ランキング（全日本総合選手権大会後発表、日本ランキング）  
シングルス 男女各1位  
ダブルス 男女各1位  
混合ダブルス 1位
  - (3) 強化本部推薦選手  
強化本部長、日本代表コーチにより、全日本総合等の国内主要大会、海外主要大会の成績、世界ランキングを参考に選考する。
  - (4) 日本代表選手選考後にA代表チーム・B代表チームを決定する。
- 3 日本代表選手（ジュニア代表）の選考方法  
選手選考会を実施し、ゲーム成績、フィジカル、適正、将来性、過去の成績等を総合的に評価する。
- 4 日本代表選手の見直しについては、強化本部において、基準対象期間内に見直しをすることができる。（基準対象期間内：2月1日～1月31日）
- 5 強化活動（合宿・国際大会協会派遣）に関して、日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表・ジュニア代表のスタッフにより、競技力向上を目的に相互交流も含め該当選手の強化に努める事とする。

## 国際大会出場基準

- 1 オリンピック、世界選手権、トマス杯・ユーパー杯、スディルマンカップ、アジア大会、アジア選手権の6大会は日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表を中心として強化本部で選手選考を行う。スーパー500以上の国際大会は、日本代表選手（ナショナルチーム）A代表をエントリーする。但し、選手強化本部が認めた場合、日本代表選手（ナショナルチーム）B代表の選手も出場することができる。
- 2 日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表・ジュニア代表が自費で国際オープン大会に出場希望する場合、事前に強化本部長の許可を必要とする。
- 3 選手が自費で国際オープン大会に出場しようとする場合は、「2024年国際大会自費参加基準及びエントリー要項」、「2023年国際ジュニア大会自費参加基準及びエントリー要項」による。
- 4 サポートスタッフ制度について
  - (1) 国際大会期間中において、日本代表ヘッドコーチの管理下を条件として各チーム2名までのスタッフ（監督及びコーチ）のサポートを認めることとする。但し、チーム戦は認めない。また、事前に事務局に申請すること。
  - (2) 全ての費用は自費とする。海外渡航保険は日本協会同等以上レベル加入を必須条件とする。航空券・ホテル予約・空港送迎等については自己手配とする。ADカード手配については協会对応（当該大会申し込み締め切り14日前までに申し込み）。費用は所属負担とする。
  - (3) 移動中及び遠征先での不慮の事故、盗難等については全て自己責任となることを了承の上、自費派遣と同様の扱いとする。
- 5 日本代表選手（ナショナルチーム）A代表・B代表・ジュニア代表の行事期間中（国際交流会、日本代表強化合宿他）は該当する他の日本代表選手の自費による国際大会出場を認めない。

## 日本代表選手の海外大会派遣費用について

- 1 アジア大会、トマス杯・ユーパー杯、スディルマンカップ等団体戦の場合は、費用は全て日本協会が負担する。
- 2 国際大会及び海外合宿は、1大会、1合宿につき選手1人50,000円の負担金を徴収する。但し、補助対象事業等は別に定める。また、大学生以下については別途扱いとする。  
日本協会は、集合離散費、海外宿泊費（朝食付き）、航空運賃、海外旅行保険を負担する。  
（昼食、夕食、飲料水等は個人負担）

## 日本代表選手の国際大会派遣基準

- 1 国際大会において、日本協会が派遣した選手の事故等にかかる補償については、日本協会の加入している海外旅行保険の範囲内において適用することとする。
- 2 国際大会の自費派遣については、各所属において日本協会同等もしくはそれ以上の海外旅行保険に加入し、事故等があったときはその保険を適用する。
- 3 国際大会において、日本協会が派遣した選手が事故等があったときは、日本協会が誠意をもって各所属と連携し開催国と対応することとする。
- 4 日本代表（ナショナルチーム）の派遣に伴って、派遣後に（前に付けることは不可、代表事業に影響が無く）自費派遣を計画する場合は渡航費用について派遣全てを所属負担とする。但し、負担金は無しとする。（国からの補助金での運営となるため自費派遣との連結は不可となる）